

## パブリックコメントで寄せられた意見の概要

(1) 意見募集期間

平成23年8月23日（火）から9月20日（火）まで

(2) 応募のあった意見の概要

意見のあった件数：13件

主 な 意 見	件数	対 応 方 針
<p>(2ページ、3ページ)</p> <p>3計画期間内における目標</p> <p>①道路交通</p> <p>年間交通事故死者数、年間交通事故死傷者数に「年間交通事故発生件数（人身交通事故発生件数：〇〇〇〇件以下、物損交通事故発生件数：〇〇〇〇件以下）」の数値目標を加えること。</p> <p>(25ページ)</p> <p>第8節 交通事故原因の調査研究の推進</p> <p>2情報の共有</p> <p>「個別の交通安全対策の推進に有効な、道路図面に発生状況を落とした事故分析図の作成と市町村等関係先への提供、関係機関・団体職員による交通事故発生状況資料の積極的閲覧」に配慮した文言を加えること。</p>	1	<p>究極的には交通事故のない社会を目指して事故そのものの減少に取り組む必要がありますが、人命尊重の理念に基づき、死傷者数の一層の減少に取り組むことが喫緊の課題であります。人身、物損交通事故発生件数の数値目標を設定することが難しいことから、国、各都道府県とも死傷者数で設定しています。</p> <p>交通事故発生状況等の資料は、毎月1回、関係機関、団体に送付していますし、県警察のホームページに掲載しています。また、交通事故多发交差点等の資料についても、その都度関係機関と情報の共有を図っています。</p>
<p>(13ページ)</p> <p>5自転車利用環境の総合的整備</p> <p>(3) 放置自転車の整理・撤去</p> <p>「駅前広場・放置自転車等の整理・撤去及び違法駐車防止の取組を推進する。」とあるが、放置自転車が「違法駐車」に該当するのかが検討されたい。</p>	1	<p>放置自転車は、違法駐車に該当します。</p>
<p>(14ページ)</p> <p>8災害に備えた道路交通環境の整備</p> <p>(4) 災害発生時における情報提供の充実</p> <p>この度の台風12号で佐蛇川が危険な状態になった。付近に消防車も来なければ、パトカーも来ない。ただ、テレビに危険箇所が報道され、どの程度危険なのか不安であった。付近住民に対する広報活動をもっとして欲しかった。</p>	1	<p>住民等に対する災害情報又は災害上必要な事項の伝達は、県の広報媒体（ホームページ、あんしんトリピーメール、テレビ、ラジオ等）だけでなく、市町村は、市町村防災行政無線、広報車などを活用して行うこととなっています。（鳥取県地域防災計画）</p>

主 な 意 見	件数	対 応 方 針
<p>(15ページ)</p> <p>1.1 交通安全に寄与する道路交通環境の整備  (5) 冬季(夏季)の安全な道路交通の確保  交通事故が発生する可能性がある交差点であるのに草木等が茂り見通しが悪くなっているのにそのまま放置されている交差点が沢山ある。各地区の清掃活動等を利用して地区の交差点等の草刈作業が必要である。危険状態が、そのまま放置状態である。</p>	1	<p>草木等で見通しの悪いと思われる交差点等については、道路管理者が草刈り、樹木の剪定を実施することになりますが、放置状態の箇所があれば、<u>県・市町村等にご連絡いただく</u>ことをお願いします。</p>
<p>(16ページ)</p> <p>1 交通安全思想の普及徹底  (1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進  オ「関係機関、関係団体は、幼稚園・保育園における指導を支援するとともに保護者に対する指導を行う。」の<u>保育園を保育所に直す</u>こと。</p>	1	<p>ご意見のとおり、<u>保育所に直します</u>。</p>
<p>(18ページ)</p> <p>・自転車運転中の傘差し・携帯電話の使用等の罰則適用(平成23年10月1日施行の鳥取県道路交通法施行細則の一部改正)に伴う自転車マナーの教育と啓発の推進を第9次県交通安全計画に盛り込んで推進すること。</p>	1	<p>次の文言を追加します。  (カ) 自転車利用の買い物客や高校生等を対象に、鳥取県道路交通法施行細則の一部改正による、自転車運転中の傘差し、携帯電話の使用等の罰則適用の広報と自転車のマナーアップを指導します。</p>
<p>(19ページ)</p> <p>4 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進  (2) 「交通安全を目的とする民間団体の主体的な活動を促進する。」は、県内で組織的に交通安全運動をしている代表的な民間団体である交通安全協会の記載がないことから、交通安全協会を記載して欲しい。</p>	1	<p>ご意見を踏まえ、<u>交通安全協会等の民間団体に直します</u>。</p>
<p>(20ページ)</p> <p>1 運転者教育等の充実  (ウ) 「運転免許証自主返納者の支援制度の推進に努める。」を「運転免許証自主返納者の支援制度の拡充を図り推進する。」に直して欲しい。現在の交通安全協会とタク</p>	1	<p>ご意見のとおり、<u>支援制度の拡充を図り推進するに直します</u>。</p>

主 な 意 見	件数	対 応 方 針
<p>シー業界のみの支援を拡大し、県内すべての公共交通機関が支援する制度に拡充し、高齢者の運転免許自主返納者を多くすることが高齢運転者の交通事故防止に効果がある。よって、特に県内すべてのバス・列車等の公共交通機関が支援する施策を推進する必要がある。支援制度の推進に努める、では支援が進まない。</p>		
<p>(20ページ)  (エ)「高齢運転者(高齢者マーク)の使用促進を図る。」は、道交法一部改正により表示の努力義務となっていることから、「高齢運転者(高齢者マーク)の着用の徹底を図る。」に訂正するのがよい。  エと同意見で  (18ページ)  (2) 高齢者と子どもの交通事故防止  「イ 高齢運転者の安全意識を高めるため、高齢運転者標識(高齢者マーク)の<u>積極的な使用促進</u>を図る。」の訂正  (19ページ)  (9) その他の普及啓発活動の推進  「ア 高齢者の加齢に伴う身体能力の変化が交通行動に及ぼす影響についての広報及び高齢運転者標識(高齢者マーク)の<u>積極的な使用促進</u>を図る。」の訂正</p>	2	<p>ご意見のとおり、<u>高齢運転者(高齢者マーク)の着用の徹底を図る</u>に直します。</p> <p>ご意見のとおりにします。</p> <p>ご意見のとおりにします。</p>
<p>(21ページ)  7 エコドライブの推進  (1) 「鳥取県地球温暖化条例に基づくアイドリングストップの認定制度の推進」は、<u>認定制度</u>ではなく<u>認証制度</u>が正しい。</p>	1	<p>ご意見のとおり、<u>認証</u>に直します。</p>
<p>(23ページ)  3 暴走族対策の強化  (3) 暴走行為阻止のための環境整備  暴走族等のい集場所として利用されやすい施設であるのに管理者対策が徹底されていない、不十分な場所があるのにそのまま放置されている。再度、徹底した管理者対策をする必要があると認められる。再度、点検、確認、実査すること。</p>	1	<p>暴走行為を未然に防止するためには、い集場所の管理者対策が重要です。  い集場所については、警察等が把握した場合には管理者対策を行っていますが、県民の皆様からの情報により、い集場所を把握できる場合も少なくありません。  い集場所に対する再点検に努めるとともに、寄せられた情報に基づいた管理者対策を強力に推進していきたいと考えています。</p>

主  な  意  見	件数	対  応  方  針
<p>(その他)</p> <p>夜間の走行者、歩行者の夜光タスキの着用義務と二輪車（特に自転車）運転者の夜光タスキの取り付け義務を罰則化して欲しい。</p>	1	<p>夜光タスキの着用は、歩行者等が、自ら身の安全を守るため、着用しないことが他者に危害を加えるものではありませんので、罰則化は今のところ考えていません。夜光タスキの着用は、交通事故防止に有効であることから、今後とも、県民への普及啓発に努めていきます。</p>